

## 学位論文審査基準

東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科では、学位授与の方針（ディプロマポリシー）に基づき、学位論文の審査基準を次のとおり定めています。

### 修士論文の審査基準

審査委員会（注1）は、学位論文の審査を行うにあたり、公開発表会（注2）の内容と併せて、当該学位論文が各研究分野における学術的意義、新規性、独創性及び応用的価値を有していることを確認するものとする。（東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科の学位論文審査要項（以下「学位論文審査要項」という。）第7条）

### 博士論文の審査基準

審査委員会（注1）は、学位論文の審査を行うにあたり、公開発表会（注2）の内容と併せて、当該学位論文が国内外の研究の水準に照らし、各研究分野における学術的意義、新規性、独創性及び応用的価値を有していることを確認するものとする。（学位論文審査要項第17条（課程博士）、同28条（論文博士））

#### 注1：審査委員会

東京海洋大学学位規則第10条の規定に基づき、学位論文の審査及び最終試験を行うことを任務として、研究科教授会が設置する委員会であり、その組織構成は次のとおりとする。必要に応じ他の大学院又は研究所等の教員等を審査委員として加えることができる。

1. 修士論文の審査委員会
  - (1) 主指導教員
  - (2) 副指導教員 1人以上
  - (3) 上記(1)、(2)以外の本学の博士前期課程担当教員 1人以上
2. 博士論文の審査委員会（課程修了による博士）
  - (1) 主指導教員
  - (2) 副指導教員 1人以上
  - (3) 上記(1)、(2)以外の本学の博士後期課程担当教員 1人以上

3. 学位論文提出による博士論文の審査委員会

(1)博士論文に関連のある専門分野の博士後期課程で研究指導を担当し、  
博士論文の受理審査をした 教員 1人

(2)上記(1)以外の博士論文に関連のある専門分野の博士後期課程担当教  
員 2人以上

注 2 : 公開発表会

審査委員会は、所定の期日（原則として、3月修了予定者は2月の所定の日。9月修了予定者は8月の所定の日）までに当該学位論文に係る公開発表会を行う。（学位論文審査要項第6条（修士）、同第16条（課程博士）、同第27条（論文博士））